

平成31年度 身延中学校生徒会活動について

H31/4/3 (水)

1. はじめに

生徒会活動とは、活動を通して望ましい人間形成をし、協力して諸問題を解決し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活作りに参画しようとする自主的・実践的な態度を育てることが目標である。その内容として、学習指導要領では、学校生活の充実と向上を図る活動として、

1. 生徒会活動の企画や運営
2. 異年齢集団による交流
3. 生徒諸活動についての連絡調整
4. 学校行事への協力
5. ボランティア活動などの社会参加

この5項目が明記されている。これらを念頭に置いて、身延中の生徒の実態を把握し、指導していきたい。以下の3つを柱としたい。

- 『互いを知り、認め合い、高め合える集団作りの推進』
- 『生徒が主体となり、高い自治力のある集団作りの推進』
- 『顧問団を中心とする教員集団への活動周知』

身延中の生徒会活動は、今年度で4年目となる。「開花」「進化」「頂戦」をスローガンに掲げ、昨年度までの3年間で四中学校の伝統を受けついた上で新しい中学校の生徒会活動の基本形が完成した。今年度は、その基本形を発展させて1年となる。

これまでの4カ月間の生徒会活動で、「山梨県一生徒がしあわせになる学校」をめざすべき姿として、日々の取り組みや行事をつくりあげる活動を行ってきた。その中で、課題であった「意識の差」を「気づき」「関わりあい」の中で克服しようと取り組み、成果をあげてきている。それをさらに全校を広げ、定着させていく活動が求められている。

2. 基本方針と、具体的な手だて

(1) お互いを知り、認め合い、高め合える集団作りの推進

- 仲間と積極的にコミュニケーションを取り（関わりあい）、お互いを知ることのできる集団作りをする。
- お互いの性格、人柄を知り、それを認め合えるような集団作りをする。
- 基本的な生活習慣を身につけ、お互いに気遣いのできる集団作りをする。
- 「山梨県一生徒がしあわせになる学校」を目指し、高め合える集団作りをする。

【具体的な手だて】

- 班活動や、グループ活動を取り入れ、仲間のことも意識できるような取り組みを行う。
- 話し合い活動を積極的に取り入れ、班やグループのような小集団の中で自分の意見を言うことができる、人の意見をしっかりと聞くことができるよう仕組む。
- 授業や学級活動や朝の会や帰りの会などでの班やグループ、学級の中での話し合い活動を意図的に仕組んでいく。
- 部活動や行事を通じて、他学年との交流を深められるような取り組みを仕組む
- あいさつ、礼儀、聴く姿勢など基本的な生活習慣がしっかりと身につくような取り組みを、仕組む。
- 身延中スタンダードを生活の中で意識できる取り組みを仕組む。
- 学力向上を意識できる取り組みを仕組む。

(2) 生徒が主体となり、高い自治力のある集団作りの推進

- ・自らの現状を把握し、実態に即した生徒会活動ができるようにする。
- ・討議の仕方を学び、論理的な話し合いができるようにする。
- ・生徒会行事を生徒が主体的に行い、達成感・充実感を味わえるようにする。
- ・自分たちの学校生活を向上させるために、委員会活動にも日常的に取り組む。
- ・学年生徒会活動の充実。

【具体的な手だて】

- ・生徒総会や代議員会、学年集会、学級会を通して、討議の進め方を学習する。
- ・学級役員または学年委員を中心として、取り組みや集会を通して集団を成長させていく。
- ・各委員会で実態を把握し、活動内容を工夫して、生徒自らが意欲的に活動する委員会活動にする。
- ・全校で行う行事、また部活動などにおいても、生徒が主体となって運営、活動し、実践することを大切にする。
- ・各学年生徒会の取り組みを活性化し、活動の交流を図る。

(3) 顧問団を中心とする教員集団への活動周知の推進

- ・3学年の生徒会顧問教師が中心となり、1・2年の生徒会顧問教師と共に企画運営を行う。
- ・生徒会活動を、全職員で支えるという意識を持って行動する。

【具体的な手だて】

- ・生徒会行事については事前にねらいや方向性を顧問団で話し合い、確認をした上で職員会議の場で提案する。
- ・各種取り組み、代議員会の資料など、できうる限り事前に職員の机の上に置き、職員が内容を把握できるようにする。
- ・行事に関わっては顧問団の役割を明確にし、全職員の共通理解のもと動きが取れる体制をつくる。

3 委員会活動について

(1) ねらい

- ① 学校生活をよりよくするために、適切な教師の指導のもと、自ら考え行動できる生徒を育成するために委員会を組織する。
- ② 活動を通して、よりよい人間関係（上級生・下級生・同学年同士）を築く中で、よりよい社会性と社会の一員としての自覚を養う。

(2) ねらいを達成するために

- ① 目的を明確にした日常活動を定着させ、お互いによりよく学校生活を送ることを考えさせる。
- ② 生徒会の基本方針に沿った活動と委員会独自の活動を、教師の適切な指導のもと、生徒に考えさせ、話し合わせる中で運営していく。
- ③ 状況を見ながら自らよりよい生活のために、考え、話し合い、行動する。

(3) 構成

- ① 全校生徒がいずれかの委員会に所属する。
- ② 原則として各クラス、各委員会に最低男女1名ずつを参加させる。
(細かい調整については生徒会顧問団が行う。)

4 委員会の内容及び担当教師

<常設委員会>

委員会名	場 所	担 当	活 動 内 容 (例)
集会放送	1 A	◎吉朗 藤田	給食・清掃時などの放送 生徒集会の運営
生活安全	2 B	◎希 早苗	生活目標作成と呼びかけ(集会での連絡)(月ごと or 学期ごと)交通安全週間の呼びかけ・立ち番
広報編集	3 A	◎志村 芦澤	校内の掲示物の管理・工夫 生徒会誌「飛翔」の編集・発行
保 健	会議室	◎滝口 直美	健康観察、保健集会の企画・運営、健康増進の推進
図 書	図書室	◎網野 河野	本の貸し出し・整理、推薦図書紹介(全校及び学級) 蔵書点検など、(生徒集会での本の紹介)、図書集会
園 芸	1 B	◎堀内 幹夫	花壇や花の管理・栽培(花いっぱい運動) 式典にむけてのプランターづくり
整 美	2 A	◎文寛 柴田	校内の美化活動、清掃用具の管理 古紙回収 大掃除やクリーン活動企画、教室内美化活
給 食	3 B	◎石原 希代	給食準備・片づけ指導、残量調査、希望献立調査 牛乳瓶の整理(給食献立の紹介)
合 唱	音楽室	◎立澤 大	合唱発表会の運営・合唱計画の立案、指導、運営

<特設委員会>

選挙管理	1年部から1名	堀内(1年生生徒会担当)	生徒会役員選挙の実施
	2年部から1名	芦澤(生徒会担当以外から1人)	

募金活動、古切手・手ぬぐい・書き損じハガキ集めなど

アフリカ救援米(学期ごとに古切手ってなどの呼びかけ) ←生徒会執行部

5 その他

- ① 今年度もさまざまな活動をそれぞれの委員会に振り分けたい。委員会活動が活発になり、生徒の手による日常的な活動を展開させたい。
- ② 委員会の活性化のために、月に2回の定例委員会の日(第1・3の金曜日放課後)を設ける。(出張等で活動できない場合は、委員長と事前に連絡を取って担当教師がいなくてもできる体制を取っておくか、別の日・時間に設定する。) 実施の有無は委員会ごと当日の朝の打ち合わせで確認する。
- ③ 生徒集会の実施(月曜日の放課後)
- ④ 代議員会の実施(必要に応じて)

6 部活動について

* 部活動集会の場所一覧 ○主顧問 ◎部長会長(すぐに決めます)

部 名	場 所	顧 問	部 長
野 球	1 B	希・堀内・(隆一)	田中柊輝
男子バドミントン	2 A	文寛・依田	佐野陽向
女子バドミントン	2 B	柴田・依田	榊原碧依
男子ソフトテニス	3 A	大・幹夫	手塚翔太
女子ソフトテニス	3 B	藤田・幹夫	鮎川 瑤
女子バレーボール	1 A	滝口・保坂	河西すみれ
柔 道	会議室	網野・渡邊・早川	中島雪矢
吹 奏 楽	音楽室	立澤・志村	藁科ひより
文 化	図書室	芦澤・石原	渡邊陽和

7 年間活動予定

月日・曜日	内 容
4 / 5 (金)	入学式 (生徒会長歓迎の言葉、在校年生歓迎の合唱)
4 / 12 (金)	第1回部会、委員会 (生徒総会への提案作成)
5 / 9 (木)	生徒総会 議案書検討
5 / 20 (月)	代議員会
5 / 21 (火)	生徒総会前打ち合わせ (執行部・議長)
5 / 22 (水)	第1回生徒総会
6 / 3 (月)	峡南地区総合体育大会激励会
9 / 14・15 (土・日)	第4回輝桜祭
10 / 1 (火)	峡南地区新人戦激励会
10 / 25 (金)	第1回 自主学習ノート交流会
12 / 4 (水)	生徒会役員選挙
12 / 18 (水)	第2回生徒総会
2 / 5 (水)	新入生一日入学
2 / 20 (木)	3年生を送る会

9. 生徒会役員・生徒会顧問団

生徒会長	鮎川 瑤	
副会長	手塚翔太	望月ナナ
書記	益子 翔	山口航輝
事務局	佐野陽向	埜村有永

3年 依田千央	2年 佐野文寛	1年 堀内雅仁
------------	------------	------------

身延中学校生徒会会則

第1章 総則

第1条 本会は身延中学校生徒会と称する。

第2条 本会は教師の助言と指導をもとに会員の自治活動を盛んにし、協力して学校生活の民主化を図ることを目的とする。

第3条 本会は身延中学校生徒全員をもって構成する。

第2章 役員

第4条 本会に次の役員をおく。

会長（1名） 副会長（男女各1名）

書記（2名） 事務局員（2名）

第5条 役員任期は1年とする。

第6条 会長、副会長は、別に定める身延中学校選挙管理規定により会員の選挙で選出する。

第7条 書記、事務局員は、会長の任命により選出され、総会での承認を得て決定する。

第8条 役員任期は次に定めるものとする。

会長は、本会を代表し、会務を総括する。

副会長は、会長を補佐し、必要あるときはこれを代行する。

書記は、会長が招集する会議の記録、並びに保管整理を行なう。

事務局員は、本会運営に必要な役務を行なう。

第9条 役員とは別に常任議長2名を置く。常任議長は生徒会長の任命によって選出され、総会での承認を得て決定する。

第10条 常任議長は、生徒総会・代議員会の議事運営を行う。

第3章 組織

第11条 本会に次の機関をおく。

生徒総会 代議員会 役員会 委員長会 部長会 学級会

第12条 生徒総会は本会最高の議決機関で、年度に2回開催する。また、代議員会で必要を認めるときは、会長は臨時生徒総会を招集する。

第13条 代議員会は、総会に次ぐ決議機関である。本会役員、および学級代表3名によって構成される。

第14条 役員会は、役員によって構成される。生徒会活動の執行に関わる。

第15条 委員長会は、各専門委員会の委員長によって構成され、各委員会の活動の調整を行う。委員長会には委員長会長1名をおく。

第16条 部長会は、各部の部長によって構成され、部活動規定にのっとり各部の活動の調整を行う。部長会には部長会長1名をおく。

第17条 学級会は、各学級生徒によって構成され、会長1名、副会長2名をおく。会長、副会長は、代議員を務めるものとする。学級役員任期は6ヶ月間とし、4月・10月に改選する。

第4章 委員会

第18条 本会の目的を達成するために専門委員会を設け、創造的・奉仕的な活動を推進する。専門委員は各学級から選出され、任期は1年とする。

第19条 専門委員会として、下記の委員会を設ける。

集会放送委員会 生活安全委員会 広報編集委員会 保健委員会

図書委員会
合唱委員会

園芸委員会

整美委員会

給食委員会

第 20 条 特別委員会として、選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員は、各学級から選出する。

第 21 条 選挙管理委員会の活動については、別に選挙管理規定を設ける。

第 5 章 部活動

第 22 条 本会には、体育・文化に関する部をおき、体力・技術・個性の伸長を図り、自治能力高めることを目的とし、活動するものとする。

第 23 条 部の活動については、別に部活動規定を設ける。

第 6 章 補則

第 24 条 本会の会則の改廃は、生徒総会において参加者の 3 分の 2 以上の賛成を持って行なうことができる。

第 25 条 生徒総会の議決は、学校の承認を持って効力を得る。

附則 本規定は平成 28 年 4 月 1 日より運用する。

資料 各委員会の役割

1 専門委員会

集会放送委員会	生徒集会の運営・校内放送に関わる企画運営を行う。
生活安全委員会	会員の生活向上を目指し、自主管理のための決まりの管理活動に当たる。会員の交通安全及び防火のための諸活動を行う。
広報編集委員会	掲示物の掲示と管理を行う。生徒会誌の編集を行う。
保健委員会	保健衛生に関わる諸活動を行う。保健集会の企画・運営を行う。
図書委員会	学校図書館の管理・運営の補助を行う。
園芸委員会	学校花壇の草花の栽培・管理を行う
整美委員会	学校内外の美化に関わる活動・リサイクル活動を行う。
給食委員会	給食に関わる活動を行う。
合唱委員会	全校の合唱活動推進にかかる活動を行う。

2 特別委員会

選挙管理委員会 生徒会役員選挙に関わる一切の活動を行う。

(平成 29 年 4 月 1 日改訂)

(平成 30 年 4 月 1 日改訂)

第 6 章 週番

第 24 条 生徒会の自治自立の目的より、週番を設定し活動する。週番の活動は、別に定める週番の活動規定によって規定される。→平成 30 年 4 月 1 日 削除

身延中学校 部活動規定

- 第1条 この規定は、身延中学校生徒会会則第23条に基づく部活動の運営についてのきまりである。
- 第2条 部活動の種類は、体育・文化的なものとし、生徒の希望に基づき教育的配慮のもと年度当初に決定する。
- 第3条 各部には部長・副部長を置く。また、必要に応じて係等を置くことができる。
- 第4条 部長・副部長・係等の選出は、部員の互選により決定する。
- 第5条 部長は部員をまとめ、部の目標達成のために活動する。また、部長会を通じて他の部等との連絡調整を図る。
- 第6条 部長は、部会において顧問教師の指導の下、部員の協議により、その年の活動内容・計画、活動報告・反省事項を決定し、部長会長に提出する。
- 第7条 副部長は部長を補佐し、部長不在の時はその任務を代行する。
- 第8条 各部の活動場所は、部長会において協議し、決定する。
- 第9条 部長会は、各部長をもって構成し、その代表として部長会長を互選により決定する。
- 第10条 部長会は、部相互の連携を図るとともに、部活動に関する次の事項を審議する。
- 1 部活動規定の改廃について
 - 2 その他部活動に関することについて
- 第11条 部長会長は、必要に応じ部長会を招集、部活動に関する協議をし、部活動を推進する。
- 第12条 3年生の引退後、1・2年生の中から新部長・副部長を速やかに選出する。
- 第13条 各部の部員は、次のように登録されたものとする。
- 1 新入生は5月に入部届けを顧問教師に提出し、部員として登録される。
 - 2 入部届けは所定の用紙を用い、必ず保護者の同意を必要とする。
 - 3 所属の部は、原則として3年間変更しない。ただし、相応の理由がある場合は変更届を提出し、受理された場合には部を変わることができる。
- 第14条 部活動の活動時間については、学校の日課時程表で定めることとする。
- 第15条 休日の部活動は、顧問の指導の下で年間を通じ原則として土曜日か日曜日どちらかの半日をめどに実施することができる。
- 第16条 部室の管理が悪い場合、下校時間が守れない場合には、部活動停止の措置を取る。
- 第17条 各部は、生徒総会前に活動内容・計画、活動報告・反省事項を部長会長に提出する。
- 第18条 各部に顧問教師を置く。
- 第19条 各部は必要に応じ、学校長の承認を得て、外部指導者を置くことができる。